

一般競争入札の執行について（総合評価方式）

一般競争入札（総合評価方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び小平市契約事務規則（昭和39年規則第15号。以下「契約事務規則」という。）第7条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年10月14日

小平市長 小林 洋子

1 対象工事

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事件名 | 中央エリアの整備に係る複合施設新築工事及び小平市福社会館解体工事 |
| (2) 工事場所 | 小平市学園東町1丁目1767-1・2・4、1769-1・3、1780-10・11・12・13・25 |
| (3) 工 期 | <p>本工事は、余裕期間制度（フレックス方式）の対象工事とする。</p> <p>受注者は次に記載した工事着手期限日及び工事完了期限内で、工事の着手日及び完了日を設定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全体工期：令和9年3月29日から令和13年6月30日（工事完了期限日）まで※工事着手の始期は、令和9年4月1日以降とする。・ 工事着手期限日：令和9年7月29日・ 工事完了期限日：令和13年6月30日 |
| (4) 工事概要 | <p>中央公民館、健康福祉事務センター及び福社会館の更新にあたり、中央エリアに複合施設を整備するとともに、福社会館の解体工事及び複合施設の外構工事を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築工事…鉄骨造 地上6階建て
建築面積 2,766.12㎡（複合施設、その他駐輪場等）
延床面積 8,396.40㎡（複合施設、その他駐輪場等）
（※複合施設のための延床面積：7,959.19㎡）・ 解体工事（小平市福社会館）…鉄筋コンクリート造 地上5階、地下1階
建て、延床面積 4,335.45㎡ |
| (5) 発注形態 | 単体又はJV（共同企業体） |
| (6) 予定価格 | 9,901,452,000円（税込） |
| (7) 支払条件 | <p>前金払 契約金額の10%を超えない額を支払う。（最高限度額無し）</p> <p>中間前金払 契約金額の5%を超えない額を支払う。（最高限度額無し）</p> |

部分払（３回以内）、しゅん功払

- (8) その他 本工事は、現場閉所による週休２日制確保工事とする。

2 参加資格

本入札に参加できる者の資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、単体企業又はＪＶ（共同企業体）とする。

ＪＶにおける出資割合の最小出資比率は、２者で構成される場合は３０％以上、３者以上で構成される場合は２０％以上とする。（ただし、代表構成員は構成員中最大とすること）

- (2) 地方自治法施行令第１６７条の４により入札への参加を制限されていないこと。

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日から契約締結までの間に小平市若しくは国又は他の地方公共団体において指名停止中でないこと。

- (4) 不渡り手形の発行等により金融機関からの取引を停止されていないこと。

- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。）にないこと。ただし、小平市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

なお、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約できない。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となるような活動を行う団体でないこと。

また、小平市契約からの暴力団排除措置要綱第３条第１項各号に掲げる入札参加排除措置を受けていないこと。なお、契約締結までの間に入札参加事業者が入札参加排除措置を受けた場合は、入札参加資格を取消し、その者の入札を無効とする。

- (7) 次の要件をそれぞれ満たすこと。

共同企業体の場合	単体企業の場合
(ア) 代表者の要件	
(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において小平市に登録があり、申請業種が「建築工事」であること。	(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において小平市に登録があり、申請業種が「建築工事」であること。
(2) (1)に該当する本社で建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。	(2) (1)に該当する本社で建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
(3) 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、「建築一式工事」の総合評定値Ｐ点が１，４００点以上であること。総合評定値Ｐ点については、最新のものに限る。	(3) 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、「建築一式工事」の総合評定値Ｐ点が１，４００点以上であること。総合評定値Ｐ点については、最新のものに限る。
(4) 平成２８年１０月１日以降に、次の工事を元請（単体企業又は共同企業体の代表者で行ったものとする）として契約を締結し、完了	(4) 平成２８年１０月１日以降に、次の工事を元請（単体企業又は共同企業体の代表者で行ったものとする）として契約を締結し、完了

した実績を1件以上有すること。 ・延床面積が3,000㎡以上の新築工事に係る建築一式工事（主たる用途が駐車場、車庫及び倉庫等であるものを除く。） (5) 建設業法で定める専任の監理技術者を配置できること。 (6) 現場代理人及び監理技術者を選出することができること。 （イ）代表者以外の構成員の要件 (7) 電子調達サービスにおいて小平市に登録があり、申請業種が「建築工事」であること。 (8) (7)に該当する本社で建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。 (9) 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値P点が900点以上であること。 ただし、小平市内に本社又は営業所等を有する者は、建築一式工事の総合評定値P点が750点以上であること。 総合評定値P点については、最新のものに限る。 (10) 平成28年10月1日以降に、次の工事を元請として契約を締結した実績を1件以上有すること。 ・新築工事に係る建築一式工事（主たる用途が駐車場、車庫及び倉庫等であるものを除く。） ただし、小平市内に本社又は営業所等を有する者は、新築工事又は増築工事に係る建築一式工事（主たる用途が駐車場、車庫及び倉庫等であるものを除く。）の元請として施工した実績を有すること。	した実績を1件以上有すること。 ・延床面積が3,000㎡以上の新築工事に係る建築一式工事（主たる用途が駐車場、車庫及び倉庫等であるものを除く。） (5) 建設業法で定める専任の監理技術者を配置できること。 (6) 現場代理人及び監理技術者を選出することができること。
---	--

3 配置技術者について

(1) 技術者等の兼務

現場代理人と監理技術者の兼務は認めるものとする。

(2) 技術者等の変更について

本件工事については、工期が長期間にわたる特性を鑑み、以下の条件を全て満たす場合には、現場代理人及び監理技術者の変更を認めるものとする。

- ① 変更は複合施設新築工事の工程の完了後、又は解体工事の完了後など、工程上の区切りであると市が認める時点であること。
- ② 技術者等の変更後においても技術者等の職務分担に支障が無く、変更後の体制においても工事の適切な遂行が可能と市が認めること。
- ③ 市が求めた場合、遅滞なく変更前の現場代理人又は監理技術者等と連絡が取れる状況で

あること。

- ④ 変更する技術者は、以降の工事を統括する立場の者として十分な能力、経験を有する者であると市が認める者であること。
- ⑤ 上記①～④について、あらかじめ市と協議が整っていること。

4 総合評価落札方式（技術提案型）の適用

本工事は、企業の施工能力及び施工実績等の関係資料及び技術提案書類の提出を受付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

(1) 総合評価方式の仕組み

評価は、小平市総合評価方式ガイドラインで定める方法を基準とした、別に示す算定基準に基づき算定される価格点と技術点との合計点により行うものとする。

(2) 落札者の決定方法

落札者は次に掲げる要件のすべてに該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札価格が市長のあらかじめ定める失格基準価格以上であること。

- (3) 前号において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、技術点が高い方の者を落札者とする。なお、価格点も技術点も同点である場合は、くじにより落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定方法等については、別紙「中央エリアの整備に係る複合施設新築工事及び小平市福祉会館解体工事 落札者決定基準」（以下、「落札者決定基準」という。）を確認すること。

5 技術提案型総合評価審査委員会の設置

本工事は、施工に関する具体的な技術提案内容の審査は、本市が設置した、学識経験者等で構成する「中央エリアの整備に係る複合施設新築工事及び小平市福祉会館解体工事 技術提案型総合評価審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が、入札参加者から提出された技術提案書類及び参加者へのヒアリングに基づき、技術提案内容の審査・評価を行う。

入札参加者が、落札者決定までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

6 週休2日制確保工事の指定

- (1) 本工事は、現場閉所による週休2日制確保工事とする。
- (2) 本工事は、4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、減額変更を行うことを原則とする。
- (3) 運用に係る詳細は、「小平市週休2日制確保工事実施要領」を確認すること。

7 余裕期間制度適用工事の指定

(1) 本工事は余裕期間制度（フレックス方式）の対象工事とする。

受注者は次に記載した工事着手期限日及び工事完了期限日の間で、工事の着手日及び完了日を設定することとする。

① 工事着手期限日：令和9年7月29日

※工事着手の始期は、令和9年4月1日以降とする。

② 工事完了期限日：令和13年6月30日

(2) 落札者が工事の着手日及び完了日を設定する際には、契約締結の前までに「工事着手日報告書（様式10）」を提出することとする。

なお、工事の着手日及び完了日は、土曜日、日曜日、休日を除くものとする。

(3) 配置予定技術者が本入札の開札日または契約締結日において、専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事している者であっても、当該工事が、受注者が設定する着手日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱う。

工事着手日に「2 参加資格」に定める技術者を配置できないときは、建設業法等に違反するため、契約を解除することがある。

(4) 前払金を請求する場合は、工事着手日以降に行うこと。

(5) その他詳細については、「小平市発注工事における余裕期間制度実施要領」及び「小平市発注工事における余裕期間制度に係る Q&A」を確認すること。

8 複合施設の仮使用認定及び福祉会館解体工事の着工時期について

複合施設においては、建築基準法に基づく仮使用の認定を得た後、3ヵ月の引越し期間（市が福祉会館からの引越しを行うための期間）を設け、工事を休止すること。（ただし、引越し作業に影響を与えない工事を除く。）市の引越しが完了した後、福祉会館の解体工事に着手することとする。

9 入札参加申込の方法等

(1) 設計図書等の配布

入札参加希望者に対し、次のとおり、設計図書等を貸し出す。

なお、貸し出すものは、設計図書等をPDF形式に変換したファイルが保存されたCD-Rである。

① 貸出期間及び場所

- ・ 令和8年10月14日（水）から11月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く）の、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）。
- ・ 小平市役所3階 総務部契約検査課窓口

なお、受取に際しては、「設計図書貸出受付票兼返却書（様式A）」に記載の上、持参す

ること。

② 返却

- ・ 貸出を受けた者は、貸出日の7日後の午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）までに契約検査課に直接持参または郵送にて返却しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は日数に含まない。なお、郵送にて返却する場合は、「特定記録郵便」または「簡易書留郵便」で下記住所まで郵送すること。

・ 〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1,333番地

小平市役所 総務部契約検査課 契約担当宛

③ 設計図書等は、本入札以外の目的で使用しないこと。

④ 本入札への参加資格を満たさないことが明らかな事業者からの申込みは受付けない。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を送信すること。

本件は電子調達サービス上「共同企業体（JV）案件」ではなく、「単体案件」として登録している。JVで参加する場合でも、電子調達サービス上の手続は、共同企業体の代表者の認証で行うこと。

(3) 提出書類（入札参加資格確認）

(2) の電子調達サービスによる一般競争入札参加資格確認申請書の送信に加えて、以下の書類を提出すること。

- ① 様式第1号-① 建設工事入札参加資格審査申請書（単体企業用）
- ② 様式第1号-② 建設工事共同請負入札参加資格審査申請書（共同企業体用）
- ③ 様式第2号 同種工事の施工実績
- ④ 様式第3号 配置予定技術者調書

配置予定技術者（監理技術者）候補が複数いる場合は、2名分まで提出を認める。

この場合、該当者それぞれについて本様式にて実績を提出すること。

※共同企業体を結成した場合には、以下の書類も提出すること。

- ⑤ 様式第4号 建設共同企業体協定書
- ⑥ 様式第5号 委任状（代表構成員を代表として入札・契約手続等を行うことを委任するもの）
- ⑦ 様式第6号 委任状（参加希望者が共同企業体の構成企業で代理人をたてる場合）

(4) 申請及び申請書類提出期間

令和8年10月14日（水）午前9時から11月6日（金）午後5時まで

(5) 提出先

小平市役所3階 総務部契約検査課

(6) 提出方法

各提出書類を上記提出先に郵送又は窓口へ持参すること。

郵送による場合は、期限までに必着するよう、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」とし、期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(7) 一般競争入札参加資格確認申請書受理書の発行

一般競争入札参加資格確認申請書を提出したものは、電子調達サービスにおいて一般競争入札参加資格確認申請書受理書が発行されていることを確認すること。

(8) 入札参加の可否

入札参加の可否は、電子調達サービスにより令和8年11月12日（木）に通知する。

10 技術提案書類（技術評価資料及び技術提案書類）及び工期設定に係る書類の提出

提出書類内容の詳細は、別紙「中央エリアの整備に係る複合施設新築工事及び小平市福祉会館解体工事 入札説明書（以下、「入札説明書」という。）」及び「落札者決定基準」を参照すること。

(1) 技術評価資料（基礎審査関係）について

① 提出書類

ア 工事实績調書

イ 「延床面積が7,000㎡以上で、主たる用途が庁舎（官公庁が発注したものに限り。）又は事務所（官公庁実績のみならず、民間実績を含むものとする。）の新築工事」の実績の確認ができる契約書の写し（平成28年4月1日以降に完成した案件とする。）

ウ 配置予定技術者の資格を証する書類の写し

エ 工事实績調書(技術者)

配置予定技術者候補が複数いる場合は、2名分まで提出を認める。該当者それぞれについて本様式にて実績を提出すること。

2名分の提出となった場合は、各評価項目について、評価基準に従ってそれぞれ審査を行い、点数が低い方の技術者を評価点とする。

オ CORINS 竣功登録工事カルテ受領書の写し

カ 提出資料一覧（技術評価資料・基礎審査関係）（「入札説明書」P.6参照）に基づいて各評価項目を証明できる書類（健康保険者証、官公署への申請書類等）

② 提出期間

令和8年11月12日（木）から令和9年1月15日（金）午後4時までとする。

③ 提出先 小平市役所3階 総務部契約検査課

なお、内容に不明な点がある場合は他の書類の提出を求めることがある。

④ 提出方法

指名の通知を受けた業者は、各提出書類を上記提出先に郵送又は窓口へ持参すること。

郵送による場合は、期限までに必着するよう、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」とし、期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(2) 技術提案書類（技術提案審査関係）について

① 提出書類

キ 業務推進体制・施工体制について（様式6）	10部
ク 工程管理・施工計画について（様式7）	10部
ケ 施設利用者等への安全配慮・工程上の安全対策について（様式8）	10部
コ 周辺環境への配慮について（様式9）	10部
サ 上記電子データ（PDF形式）を格納したCD-RまたはDVD-R	1枚

② 提出期間及び提出先・提出方法

「10（1）技術評価資料（基礎審査関係）の②～④」と同様とする。

(3) 工期設定に係る書類について

本工事は、「7 余裕期間制度適用工事の指定」のとおり、余裕期間制度（フレックス方式）の対象工事とし、落札者は契約を締結するまでの間に、工事着手日及び工事完了日を設定・報告するものとする。入札参加者においても、技術提案内容等との整合の確認のため、以下の書類について仮提出を行うこと。

① 提出書類

・「工事着手日報告書」（様式10）

※この報告書の仮提出においては、「10（2）技術提案書類（技術提案審査関係）」で提出する内容に応じた日程を設定し、記入すること。また、仮提出した日程は、原則として変更は行わないこと。

なお、落札者となった際には、契約締結までの間に正式な報告書を本提出すること。

② 提出期間及び提出先・提出方法

「10（1）技術評価資料（基礎審査関係）の②～④」と同様とする。

(4) 質疑回答（第1回・設計図書、技術提案審査等、入札手続き全般について）

- ① 質疑の期間 令和8年11月12日（木）から11月24日（火）正午まで
- ② 回答日 令和8年12月 7日（月）午後1時以降（予定）
- ③ 質疑及び回答の内容は、電子調達サービスにおいて行うため、希望者は閲覧できるものとする。

(5) 追加質疑回答（第2回・設計図書、技術提案審査等、入札手続き全般についての追加質疑）

原則として、10（4）の第1回質疑回答の内容に限り、追加質疑を受け付けるものとする。

- ① 質疑の期間 令和8年11月24日（火）から12月15日（火）正午まで
- ② 回答日 令和8年12月25日（金）午後1時以降（予定）
- ③ 質疑及び回答の内容は、電子調達サービスにおいて行うため、希望者は閲覧できるものとする。

1.1 基礎審査及び技術提案審査

詳細については、別紙「落札者決定基準」を参照すること。

(1) 基礎審査（「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」を審査・評価）

入札参加資格要件を満たす入札参加者に対し、書類の提出を求めるとともに、基礎審査を行う。

(2) 技術提案審査（技術提案内容を審査・評価）

入札参加者が提出する技術提案書類に基づき、審査委員会が審査・評価を行う。

また、技術提案等の実現性の確認等を目的として、審査委員会による技術提案書類の内容について事業者へのヒアリングを行う。

ヒアリングの内容を踏まえ、技術提案書類を「評価基準」に基づき審査委員会で審査及び評価（採点）を行う。

・ヒアリングの実施日時（予定） 令和9年1月28日（木）

※開始時間、場所等ヒアリングの詳細については、令和9年1月上旬頃に入札参加者に通知する。

1.2 価格審査

あらかじめ定めた価格点の式に各事業者の入札価格を当てはめて得点化する。

1.3 落札者の決定

「4 総合評価落札方式（技術提案型）の適用」の(2)～(4)の記載を参照。

1.4 入札方法等

(1) 入札方法

入札参加者は電子調達サービスにより入札書を提出するものとする。

(2) 入札書提出期間

一般競争入札参加資格確認結果通知書受領の日から令和9年2月1日（月）午後5時まで

(3) 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数

1回とする。

(5) 積算内訳書の提出

市の指定した積算内訳書を入札書に添付すること。

添付方法については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの「電子入札操作手順書

(工事)」を参照すること。

1 5 開札日時

開札は、令和9年2月2日（火）午前9時とする。

1 6 失格基準価格

この入札は、失格基準価格を設定する。

1 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 上記2で定めた参加資格がない者のした入札
- (2) 入札書が入札締切日時までに、電子入札サービスのサーバに到達しない入札
- (3) 紙にて提出された入札書
- (4) 市が積算内訳書の提出を求めた際、次に掲げるもの
 - ア 市の指定した内訳書を提出しない者のした入札
 - イ 提出された積算内訳書が白紙のもの
 - ウ 提出された積算内訳書の項目が異なるもの
- (5) 電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字列、記入例その他指示に従わないで入力した事項を含む入札
- (6) 必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
- (7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (8) 入札書にくじ番号の入力のないもの、訂正したもの又は数字が不明なもの
- (9) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (10) 電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- (11) 開札時に添付ファイルのウィルス感染が発見されたもの
- (12) 予定価格を超えた入札
- (13) 明らかに連合によると認められる入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した入札条件に違反したもの
- (15) 技術提案審査における失格事由に該当していること。（「落札者決定基準」参照。）
- (16) 入札参加者が落札者決定までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合。

1 8 入札参加者の失格

上記17のいずれかに該当する者は、失格とし、その時点で当該入札の参加資格を失ったものとする。

1 9 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

2 0 入札保証金

小平市契約事務規則第9条第1項の規定により入札保証金を納付しなければならない。

ただし、以下の場合については、入札保証金の納付を免除する。

- ① 入札者が保険会社との間に小平市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ② 令和6年10月1日以降に延床面積が3,000㎡以上の新築工事に係る建築一式工事（主たる用途が駐車場、車庫及び倉庫等であるものを除く。）の契約実績（公告日現在履行中のものを含む。）を元請（単体企業又は共同企業体の代表者で行ったものとする）として1件以上有するとき。

2 1 入札の中止

入札参加者が、1者に満たない場合は、その入札を中止する。

2 2 履行保証

落札者は、契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付し、証券又は証書を提出しなければならない。

なお、保証金額は、工事請負代金額の100分の10以上としなければならない。

- (1) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (3) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関との公共工事履行保証契約の締結

2 3 落札者への通知

落札者には電子入札サービスを通じて令和9年2月2日（火）以降に通知する。

通知を受けた者は契約図書を引き取りに小平市役所総務部契約検査課窓口まで来庁すること。ただし、契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 4 関係法令の遵守

入札参加者及び落札者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 建設業法及び同施行令
- (2) 地方自治法及び同施行令
- (3) その他工事請負等に関する法令

- (4) 小平市契約事務規則
- (5) 設計図書、仕様書、公告及び入札説明書等での指示事項
- (6) 【電子入札案件用】競争入札参加者心得

2.5 議会の議決に付すべき契約であることについて

本契約については、小平市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年条例第3号）に基づき、議会の議決を経たうえ、契約を締結することとなる。否決された場合は契約は成立しない。

したがって、議会の議決までは、小平市と落札者の間で、仮契約を締結するものとする。

2.6 その他

- (1) 入札参加者は、「小平市競争入札参加者心得」及び「小平市総合評価ガイドライン」を熟読すること。
- (2) 入札参加資格確認申請の書類又は技術評価資料、技術提案書類等に虚偽の申請その他悪質な行為があった場合は、小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に基づく措置を講ずるほか、当該事業の入札の無効又は契約の解除ができるものとする。
- (3) 落札者を決定した場合は、契約後速やかに、落札者名、入札者の入札価格及び入札者の評価の状況（技術点、価格点、総合評定）等を公表する。